

広島県告示第四百五十九号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営第二上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅、県営あさひが丘住宅、県営栗屋住宅、県営三次住宅、県営王之段住宅、県営西三次住宅、県営八次住宅、県営本町住宅、県営本町上野住宅及び県営本町大歳住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、県営上安住宅駐車場、県営第二上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場、県営あさひが丘住宅駐車場、県営栗屋住宅駐車場、県営三次住宅駐車場、県営王之段住宅駐車場、県営西三次住宅駐車場、県営八次住宅駐車場、県営本町住宅駐車場、県営本町上野住宅駐車場及び県営本町大歳住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地		
広島県ビルメンテナン ス協同組合 理事長 澤田 英治	広島市西区己斐本町二 丁目一九番三号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日～ 令和十二年三月三十一日